

## 東京都北区議会

### 平成 26 年第 1 回定例会で可決した意見書・決議

- 第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京開催の成功に関する決議
- ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書
- 食の安全・安心の確立を求める意見書
- 微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書

## 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京開催の成功に関する決議

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会は、スポーツの祭典の中でも、最大規模の大会である。2020年の東京開催は、都民、国民がスポーツに親しむ機会を広げるとともに、オリンピック憲章に基づき、スポーツを通じて日本と世界の人々が友情と相互理解を深め、平和な社会の構築にもつながる、大変意義深いものである。同時に、6年後の大会の開催は、未来を担う子どもたちをはじめ、多くの人々に元気と夢と希望を与え、東日本大震災被災地の復興に取り組む気運を一層高める機会となる。

また、ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターがある北区において、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、国際的なスポーツ文化交流や地域の活性化による区民生活の発展や障害者が暮らしやすく誰もが相互に人権を尊重しあう共生社会の実現が期待できるばかりでなく、北区の地域的魅力を内外に情報発信できる機会となる。

これは、北区基本構想に掲げる「平和と人権の尊重」の理念や、人々が互いに人間として尊重し支えあいながら、人々の出会いと交流の舞台となり、新しい文化、新しい魅力を創造し育む活力あるときめきのまちという、北区がめざす将来像にも合致するものである。

よって、本区議会は、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の成功に向けて、執行機関とともに積極的に取り組んでいくものである。

以上、決議する。

平成26年2月27日

東京都北区議会

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

わが国においては、B型・C型肝炎の患者が合計350万人程度存在すると推定され、血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の連続使用などの、医療行為による感染が原因とされている患者も多い。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しているといわれている。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しく、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

一方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされており、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、より一層の取り組みが必要である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、肝炎ウイルスが原因である肝硬変及び肝がん患者の治療に対する医療費助成等の支援や、肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を改善するなど、公的支援制度の充実に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月26日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

衆議院議長	伊 吹 文 明 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	田 村 憲 久 殿

## 食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめた。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されている。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっている。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。

よって、本区議会は政府に対し、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望する。

### 記

- 1、食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
- 2、本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3、一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月26日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
文 部 科 学 大 臣	下 村 博 文 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 殿
経 済 産 業 大 臣	茂 木 敏 充 殿
国 土 交 通 大 臣	太 田 昭 宏 殿
内閣府消費者及び食品安全担当大臣	森 まさこ 殿

## 微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車NO<sub>x</sub>・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）などの濃度は大きく改善してきている。

一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっている。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に対応することが求められている。

よって、本区議会は政府に対し、下記の項目について強く要望する。

### 記

- 1、PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をするとともに、国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備すること。
- 2、国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3、PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月26日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	田 村 憲 久 殿
環 境 大 臣	石 原 伸 晃 殿

## 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備 及び地域における取り組みへの支援を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

よって、本区議会は政府に対し、国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要性があることから、下記の項目について強く要望する。

### 記

- 1、各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2、共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3、少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4、海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月26日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
文 部 科 学 大 臣	下 村 博 文 殿
国 土 交 通 大 臣	太 田 昭 宏 殿